

北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事
(第1工区)

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成28年 4月28日

本説明書は、「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第１工区）」にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第１工区）
- (2) 工 期 契約締結日 から 平成３３年３月１５日
- (3) 工事概要 北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第１工区）
（別紙「特記仕様書」による。）
- (4) 入札方式 総合評価落札方式による一般競争入札とする。

競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、確認する入札後資格確認型とする。

- (5) 工事場所 箕面市 船場東一丁目 から 船場東三丁目 地内
- (6) 予定価格 予定価格は総額で定め、金 7, 7 9 9, 9 4 8, 0 0 0 円とする。
（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）
- (7) 本工事は、コスト縮減が可能な施工方式等についての技術提案を受け付け、提案に基づく入札を行う入札時ＶＥ方式の工事である。
- (8) 本工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の工事である。
- (9) 技術提案及び地域貢献については、受注者の責により実施すること。なお、技術提案等が実施されない場合で、契約解除事由に該当する場合は契約を解除し、競争入札参加停止措置等を課すことがある。
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度における「調査基準価格」を設定しており、調査基準価格を下回る応札があった場合、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。
- (11) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。
- (12) 本市契約規則（昭和５５年規則第４０号。以下「契約規則」という。）その他本市の条例、規則等の規程を遵守すること。

2 競争入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、本市により本工事に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。条件の確認は、公告日を基準として行う。ただし、公告日から落札決定の日までに次の条件を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。

- (1) すべての単独事業者または特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）を構成する事業者に通ずる要件
 - ① 令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- ⑤ 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- ⑥ 国税、地方税を滞納していないこと。

(2) 単独事業者が参加する場合の要件

単独事業者は専任の監理技術者を配置することのほか、「(4) 事業者の施工の施工能力に関する要件」の条件を満たすこと。

(3) 複数の事業者が共同企業体で参加する場合の要件

- ① 共同企業体を構成する事業者については4社以内とする。
- ② 共同企業体の代表事業者（以下「代表事業者」という。）の出資比率は、共同企業体の構成事業者の中で最大であること。
- ③ 代表事業者は専任の監理技術者を配置すること。
- ④ 代表事業者以外の共同企業体の構成事業者は専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- ⑤ 共同企業体の経営形態は共同施工方式であること。
- ⑥ 単独事業者が、他の共同企業体の構成事業者として参加することはできない。
- ⑦ 共同企業体で参加した構成事業者が、他の共同企業体の構成事業者として参加することはできない。
- ⑧ 共同企業体1構成事業者の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上、4者の場合は15%以上であること。
- ⑨ 共同企業体のうち、1社が代表事業者として本市に届け出ることとし、本総合評価落札方式への技術提案書提出以降の手続きは代表事業者が行うこと。

⑩ 構成事業者は、共同企業体の協定書（参考様式 12-1）を締結すること。

(4) 事業者の施工能力に関する要件

1) 単独事業者または代表事業者は次の要件を満たすこと。

平成 11 年 4 月 1 日以降に、官公庁、地方道路公社、旧道路公団（民営化後も含む）、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者の発注した工事で、都市鉄道トンネル又は道路トンネルを築造する工事のうち、次のア～ウに挙げる工事を単体または代表事業者として完成させた実績を有すること。なお、ア～ウは同一工事とする。

ア、新設構造物の内幅が 13 m 以上の工事。

イ、掘削深度が 15 m 以上の工事。

ウ、市街地の道路において、一般交通の機能を確保するために 2 車線以上を路面覆工して行う工事。

2) 共同企業体の構成事業者は次の要件を満たすこと。

① 平成 11 年 4 月 1 日以降に、官公庁、地方道路公社、旧道路公団（民営化後も含む）、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者の発注した工事で、都市鉄道トンネル、道路トンネル、地下街、地下駐車場または共同溝を築造する工事のうち、次のア～ウに挙げる工事を完成させた実績を有すること。なお、ア～ウは同一工事でなくてもかまわない。

ア、新設構造物の内幅が 13 m 以上であること。

イ、掘削深度が 15 m 以上であること。

ウ、市街地の道路において、一般交通の機能を確保するために 2 車線以上を路面覆工して行う工事であること。

② 上記工事のうち、共同企業体の構成事業者として完成させた際の出資比率は 20 % 以上であること。

(5) 配置予定技術者の能力に関する要件

建設業法に係る監理技術者

（監理技術者資格者証の写しを提出し、かつ監理技術者講習を修了したことを証明すること。）

(6) 本入札に参加する単独事業者または代表事業者は、必ず入札説明会へ参加すること。

3 入札事務の担当室

〒562-0003

箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館 6 階）

TEL:072-724-6714

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、入札説明会における質問等を除き、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

※入札を予定している事業者で、図面等の資料配布を希望する者は、電磁的記録媒体（CD-R）にて配布するので、入札資料配布申込書（様式１６）を提出すること。

- (1) 配布日時 平成２８年４月２８日（木）午後 ７時００分～午後９時００分
平成２８年５月 ２日（月）午前１０時００分～午後５時００分
平成２８年５月 ６日（金）午前１０時００分～午後３時００分

(2) 場 所 箕面市地域創造部鉄道延伸室（箕面市役所本館２階）

(3) 配布申し込み

① 入札資料配布申込書（様式１６）に必要事項を記入の上メールで送信すること。

② 申込期限：平成２８年５月６日（金）午前１０時００分まで（必着）

③ 送信先アドレス：kitakyu@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「入札資料配布申込書 北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第１工区）（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部鉄道延伸室（TEL：072-724-6907）とする。

4 入札の方法

(1) 入札書及び工事積算内訳書

入札者は、「入札書」（様式１）に「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第１工区）」の入札価格（消費税等抜き）を総額で記載の上、記名・押印しなければならない。なお、工種ごとに入札価格の内訳（消費税等抜き）を記載した書類（以下「工事積算内訳書」という。（様式２））を添付して提出しなければならない。

(2) 技術提案書

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「技術提案書」という。（様式３～１１））に必要事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。

なお、作成にあたっては、「技術提案書作成にあたっての留意事項（別紙）」によること。

(3) 注意事項及び禁止事項

① 入札書及び技術提案書の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって入札しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を提出し、当該受任者が入札した場合は、この限りではない。

② 契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。

③ 入札者は、提出した入札書、工事積算内訳書及び技術提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。

5 落札者の決定基準

- (1) 本工事の総合評価については、事業者の施工能力及び配置予定技術者の能力等をすべて満たしている場合に与える基礎点（１００点）に技術提案、施工実績及び企業の信頼性・社会性の評価など（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（５０点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

【除算方式】

$$\text{評価値} = \{(\text{基礎点} + \text{加算点}) / \text{入札価格(千円)}\} \times 100,000$$

ただし、① 入札価格は、消費税及び地方消費税を含まない額

② 評価値は、小数点以下第４位未満を切り捨てる。

(2) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項について、

① 配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

② 証明書類等の提出を求めることがある。

ヒアリング日時等については、箕面市地域創造部鉄道延伸室より連絡を行う。

なお、当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

6 入札説明会

(1) 日 時 平成２８年５月１１日（水）午後２時００分

(2) 場 所 箕面市西小路四丁目６番１号

グリーンホール（箕面市立市民会館）２階大会議室１

(3) 参加申し込み

① 入札説明会参加申込書（様式１７）に必要事項を記入の上メールで送信すること。

② 申込期限：平成２８年５月９日（月）午後２時００分まで（必着）

③ 送信先アドレス：kitakyu@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「入札説明会参加申込書 北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第１工区）（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部鉄道延伸室（TEL：072-724-6907）とする。

(4) 入札説明会への参加は、１社２名までとする。

(5) 参加申し込みがない場合は、入札説明会への参加は出来ない。

(6) 入札説明会当日は、説明資料を配布しないので、市ホームページ等から必要なものを印刷し持参のこと。

(7) 本入札に参加する単独事業者または代表事業者は、必ず入札説明会へ参加すること。

7 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、特記仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式 18）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- (2) 質問書の提出期限：平成 28 年 5 月 13 日（金）午後 2 時 00 分まで（必着）
- (3) 送信先アドレス：kitakyu@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第 1 工区）入札質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部鉄道延伸室（TEL：072-724-6907）とする。
- (4) 質問及び回答は、平成 28 年 5 月 18 日（水）を期限として、市ホームページに随時掲載する。

8 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

- ① 入札書（様式 1）
- ② 工事積算内訳書（様式 2）
- ③ 技術提案書（様式 3～様式 11）
- ④ 共同企業体協定書（様式 12-1）（様式 12-2）
（共同企業体のみ（写）を提出（原本証明を行うこと。）
- ⑤ 低入札価格調査意向確認書（様式 13）
- ⑥ 事業者の施工能力が確認できる書類
（単独事業者または共同企業体の代表事業者のみ）（様式 14）
- ⑦ 配置予定技術者の能力が確認できる書類（様式 15）

※入札書及び技術提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出のこと。

- (2) 入札書等の提出場所

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館 6 階）

- (3) 入札書等の提出日時

- ① 入札書及び工事積算内訳書（様式 1 及び様式 2）
平成 28 年 6 月 13 日（月）午前 10 時 00 分から正午まで
- ② 技術提案書等（様式 3～様式 15）
平成 28 年 6 月 7 日（火）午前 10 時 00 分から正午まで

- (4) 入札書等の提出方法

次の要領で作成し、必ず持参すること。

- ① 入札書及び工事積算内訳書

入札書及び工事積算内訳書は封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第 1 工区）」を朱書して、1 部提出する。

- ② 技術提案書等

ア 提出部数 ファイル等：10 部（正本 1 部、副本 9 部）

CD-R ：2 部

なお、CD-R については、（様式 3～様式 12-1）を様式ごとに電子データ

(PDF形式)としたもの。ウィルスチェックを施し、次の情報を直接印刷もしくはフェルトペンで記載する。なお、ラベルシールの貼り付けは認めない。

- ・事業者名
- ・工事名称

イ 技術提案書は、正本・副本とも、技術提案書様式一覧を表紙としてチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

(5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(6) 開札に立会を希望する場合は申し出ること。

開札日時：平成28年6月13日(月)午後1時00分

開札場所：箕面市役所別館6階 入札室

- ① 開札立会申込書(様式19)に必要事項を記入の上メールで送信すること。
- ② 申込期限：平成28年6月9日(木)正午まで(必着)
- ③ 送信先アドレス：kitakyu@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事(第1工区)開札立会申込書(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部鉄道延伸室(TEL：072-724-6907)する。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札者に対する評価は、「5 落札者の決定基準」に基づき、提出された入札書等をもとに行う。
- (2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値が最も高い入札者を落札の候補者とし、評価値が2番目に高い入札者を補欠の候補者とする。
- (3) 落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、補欠の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (5) 落札者の発表については、入札後2週間以内を目途とし、当該落札者に通知を行うとともに、市ホームページ上に掲載する。
- (6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該金額の消費税等に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額とする。

10 低入札価格調査

低入札価格調査制度における「調査基準価格」を設定しており、調査基準価格を下回る応札があった場合、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。なお、低入札価格調査意向確認書において、低入札価格調査資料を提出する意向が確認できない者につい

ては、当該入札を無効とする。

※「調査基準価格」については、直接工事費の 95%、共通仮設費の 90%、現場管理費の 90%及び一般管理費の 55%の合計額とする。ただし、その額を予定価格で除した割合が 90%を超える場合は予定価格の 90%とする。また、その割合が 70%に満たない場合は、予定価格の 70%とする。

なお、技術提案における契約時 VE によりコスト縮減額が提案されている場合は、その額を考慮し「調査基準価格」を算定する。

11 申請書等の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下の申請書等を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式 20）

(2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料

① 登記簿謄本（法人）

② 印鑑証明書（3 か月以内に発行されたもの）※写し不可

③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書

④ 事業税の納税証明書

⑤ 市町村民税の納税証明書

⑥ 許可・登録・認可証明書

⑦ 技術者経歴書

⑧ 業者カード・契約実績一覧表

⑨ 電算入力票

⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる者

⑪ 法人税申告書別表 2「同族会社等の判定に関する明細書」の写し、又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 121 条に規定する株主名簿（出資比率上位 5 者）

⑫ 暴力団排除に関する誓約書

(3) 有資格者は、上記(2)の書類は省略することができる。

(4) 提出方法は、持参とする。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された申請書等は、返却はしない。

(7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

(8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 30 に相当する額以上とする。ただし、金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 17 年法律第 184 号）に基づ

き登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約書は、市の指定する様式とする。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

14 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- (6) 本入札において入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (10) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (11) 工事積算内訳書又は技術提案書等を提出しない入札
- (12) 入札談合に関する情報があつた場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (13) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (14) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (15) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

15 入札説明書の交付

入札説明書（特記仕様書その他関係資料を含む。）の交付は、市ホームページへの掲載をもって行う。

16 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であつて、競争入札を校正に執行することができない状態にあると認められるとき

- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

17 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。